

手続名
国民健康保険特別療養給付費支給申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課 健康保険係（049-251-2711 内線320）

手続説明

・概要
日雇（特別）健康保険の保険給付の受給条件を満たすまで間、国民健康保険の給付を行う手続です。

・要件
日雇特例被保険者手帳の交付を受け国民健康保険を喪失した者で、その者が承認を受けて日雇特例被保険者及びその扶養者となるまでの期間に療養の給付を受ける場合

・提出期限
日雇特例被保険者手帳の交付を受け国民健康保険を喪失後から保険給付を受けるまで

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・日雇特例被保険者手帳

手続詳細URL

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
あり